

別表(第2条関係)

補助事業名	農福連携スタートアップ・チャレンジ支援事業	
補助事業の目的	農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて農業経営の発展と農福連携に対する理解を深め、受入体制づくりの支援を行う。	
補助事業の対象となる者	西播磨県民局の管内で農業経営を営む農業者、組織(農業者を構成員とする団体または法人)、社会福祉法人、障害福祉サービス事業所等	
補助事業の対象となる経費	農業者と福祉事業所等が協働し、農業と福祉の連携に取り組むために要する経費	
補助率	事業区分 (事業実施主体)	補助率 要領第3の事業
	①農福連携スタートアップ支援 (農業者と福祉事業所等が協働し、新規に農業と福祉の連携に取り組む者)	定額
	②農福連携チャレンジ支援 (農業者と福祉事業所等が協働し、作業依頼、作業委託等に取り組む者)	2 / 3以内
	③農福産品販売拡大支援 (農業者と福祉事業所等が協働し、連携を進める中で、加工品開発や販売促進に取り組む者)	定額
補助金の額	予算の範囲内で以下の額以内 上記事業区分 ① 50 千円 ② 500 千円 ③ 50 千円 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)	
適用除外する条項		
その他の事項	農福連携スタートアップ・チャレンジ支援事業実施要領による	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(計画)」(農福連携スタートアップ・チャレンジ支援事業実施要領 別紙様式1-2) 2 実施設計書または見積書(農福連携チャレンジ支援についてのみ) 3 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更) 1 農福連携スタートアップ支援 活動内容の新設、または取りやめ以外の変更 2 農福連携チャレンジ支援 農業機械や施設の変更以外の変更 3 農福産品販売拡大支援 連携する事業者の変更以外の変更 (添付書類) 第3条に準じる。 (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(実績)」(農福連携スタートアップ・チャレンジ支援事業実施要領別紙様式1-2) 2 財産管理台帳(農福連携チャレンジ支援についてのみ) 3 出来高設計書等(農福連携チャレンジ支援についてのみ) 4 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日。
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間。